

ひばり保育園奨学金返還補助制度要綱

(目的)

第1条 返還金の一部を補助し、奨学金の返還を行う保育士を支援すると共に、保育の人材確保を目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金を受けようとする者は、平成31年4月1日以降にひばり保育園に採用され、奨学金を返還しながら勤務している者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) ひばり保育園と1年以上の労働契約を結び、常勤職員として勤務する者
- (2) 日本学生機構、交通遺児育英会、あしなが育英会、岩手育英奨学会などから本人名義で奨学金を借りている者。(親名義の教育ローンなどは対象外)

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付要件を満たした月から起算して3年間を上限とする。

(補助金額)

第4条 補助金は、ひばり保育園に採用されてから3年以内に返還した奨学金のうち、平成31年4月以降に返還した分に対して、返還月額を補助する。(月25,000円を上限とする)
2 入職祝金として10万円を給付する。

(支給開始時期)

第5条 補助金は採用から3ヶ月经過後から支給開始とする。
2 入職祝金は採用から3ヶ月经過したのち支給する。

(交付申請)

第6条 この補助金を受けようとする者は、ひばり保育園奨学金返還補助認定申請書に貸与機関が発行する奨学金の借入金額が確認できる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) ひばり保育園奨学金返還補助認定申請書
- (2) 貸与機関発行の貸与証明書
- (3) 奨学金貸与団体への個人情報提供同意書
- (4) 住民票の写し(申請者の抄本。発行から3ヶ月以内のもの。)
- (5) その他、理事長が必要と認める書類

(審査・決定)

第7条 前条により提出された申請書類に基づき、申請者と面接を行い規程の条件を満たすことを確認するものとする。

- 2 理事長は、申請書類及び面接結果に基づき審査し補助の可否を決定する。
- 3 審査結果は速やかに、申請者に文書で通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第8条 ひばり保育園奨学金返還補助金は、原則として毎月給与と併せて支給するものとする。

(補助支給の解除及び休止)

第9条 理事長は補助金支給対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その契約を解除するものとする。

- (1) ひばり保育園を退職したとき
- (2) 傷病その他の理由により就業を継続する見込がなくなると認めるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 偽りの申込、その他不正な手段によって補助を受けたとき
- (5) 補助金の支給を受けることを辞退したとき

(報告義務)

第9条 補助金支給対象者は、奨学金の返還を終え、又は返還に係る債務を免除されるまで、次に掲げる事項について理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名又は住所その他の重要な変更があったとき
- (2) 補助金の支給を辞退するとき
- (3) 死亡したとき

(その他)

第10条 この規程に定める他、事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。